

## 1. 制度内容

通常は半期ごとに取めていただく学費・寮費について、月払い納付を可能とする制度です。

利用には条件（2. ご利用の条件を参照）を満たし、申請をする必要があります。

前期からに限り利用可能とし、後期から月払い納付制度を利用することはできません。

寮生の場合、月払い納付制度を利用した場合、寮費も月払い納付になります。学費のみ、または寮費のみを月払い納付を利用することはできません。

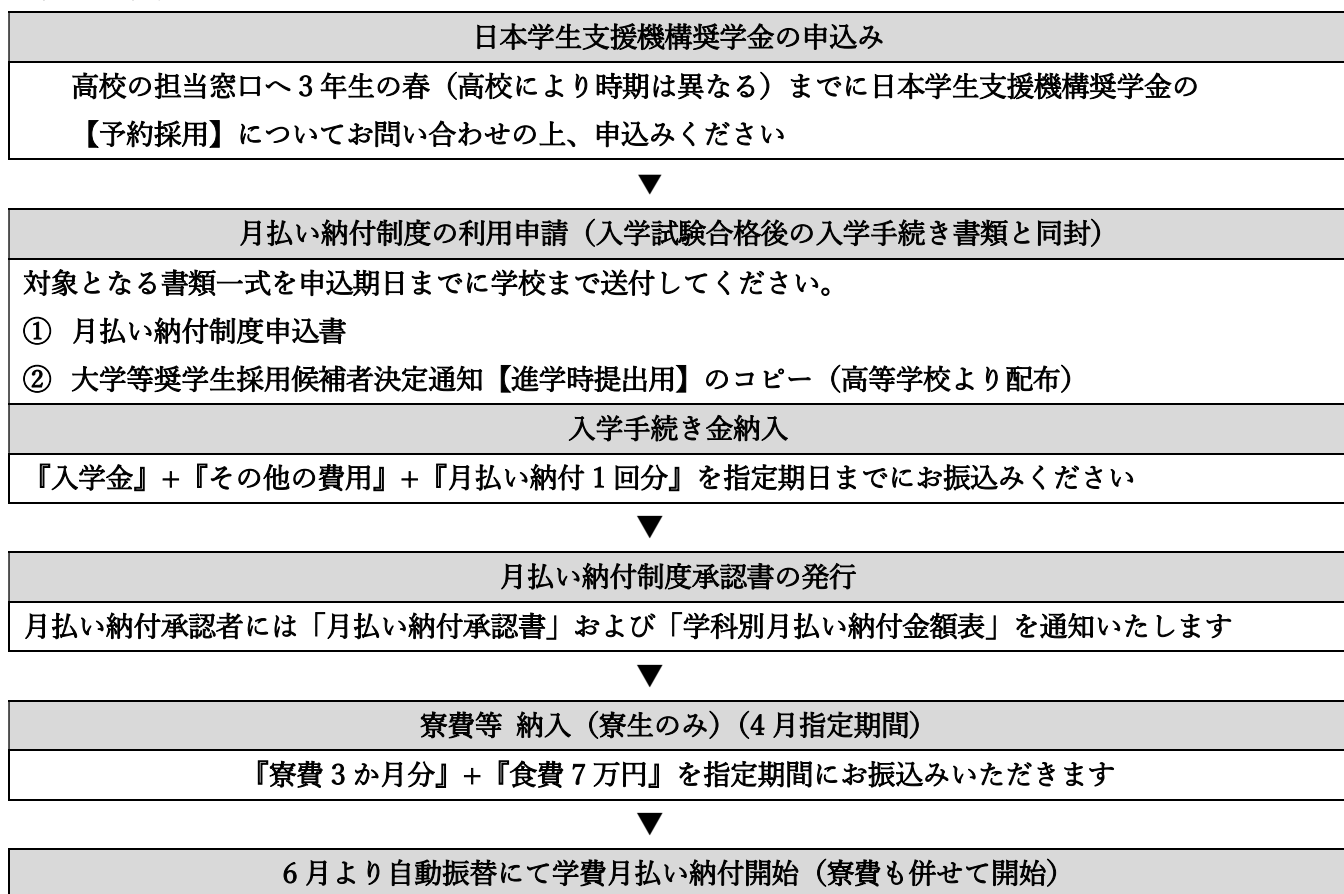
## 2. ご利用の条件

条件1：日本学生支援機構奨学金（給付型・第一種・第二種 併用型）の予約採用を申込み、月額5万円以上給付または貸与されること

条件2：日本学生支援機構奨学金の振込先口座を当校の学費振替口座として登録すること

条件3：入学手続き金及び寮生は寮費3か月分(食費7万円を含む)を当校が指定した期日に納付していること（3. ご利用の手順を参照）

## 3. ご利用の手順



## 4. 今後の予定

入学試験合格後、入学手続きの際に具体的な申請手続き方法等をご連絡いたします。

## 5. 注意事項

除籍または退学となった場合は、在籍する前期分または後期分学費の未納分を納入いただきます。

（学則第37条及び学則細則第35条）

